

平成22年第1回石狩市下水道事業運営委員会会議録

開催日時：平成22年1月29日（金）13：30～

開催場所：石狩市役所 本庁舎 第2委員会室

出席者：船水会長、小笠原副会長、押野見委員、山崎委員、加藤委員、鈴木委員、山本委員、
本間委員

説明員等：田口水道室長、粟生下水道課長、泉管理担当主査、岡庶務担当主査、佐藤建設担当主査、
青木建設担当主査

傍聴者：2名

【13時30分 開会】

事務局から、会議の成立、委員の欠席者について報告する。

船水会長：それでは、よろしくお願いたします。第1回の運営委員会ですが、議事に入る前に市が実施したパブリックコメントの手続きについて報告をお願い致します。

粟生課長：下水道中期ビジョン（案）につきましては、12月21日から、今年の1月20日までの1ヶ月間条例に基づきパブリックコメントを行いました。その結果、1名の方から意見が3つ程提出されておりますので、ご紹介すると共に、現在の市の考え方についてご説明しておきたいと思っております。

パブリックコメントは、基本的に市長が意見を聞き、市長が回答するという形を取っておりますが、今回は、この運営委員会と平行してパブリックコメントを行っておりますので、皆様にもご報告致します。資料を配布させていただきましたが、意見が3つあり、その前に質問が1点ございました。

質問1と致しまして、『パブリックコメントの資料には、概要版の提出でしたが、そのほかの案があるのでしょうか、あれば送って下さい。』という質問がございました。

これに対しましては、市が作成した下水道中期ビジョン（案）には概要版と詳細版がありますが、パブリックコメントにかけたものや、下水道事業運営委員会で審議したものは概要版であることから、今後は概要版が正式な本市の下水道中期ビジョンとなります。従来の詳細版は資料編としたいと、質問者に返答したいと考えております。

続きまして、意見でございますが、『10ページの将来目標を実現するための具体的施策の「快適な環境を守る 効果的な汚水処理の推進」の項に「なお、下水道認可区域外については生活排水処理基本計画に基づき、個別排水処理施設整備事業等による合併浄化槽の整備を進めています。」とあるが、個別排水処理施設整備事業のほかにもどのような事業を対象としているのか解らないので、“等”とせずに事業名を明記すべきである。』という意見でございます。

これに対しまして、市の現在の考え方ですが、国から財政的な支援を受けられる浄化槽事業は、本市が実施しております「総務省が所管する市町村設置型の個別排水処理整備事業」のほかに「環境省所管で個人が設置する浄化槽設置整備事業」及び「環境省所管で市町村が設置する浄化槽市町村整備推進事業」の2つがあり、合計すると3つの国から支援を受けられる事業があります。今後、本市の浄化槽整備においては

他の事業を実施する可能性もありますが、本ビジョン（案）では事業名を明記する段階ではないとの判断から「等」としています、と回答したいと考えております。

続きまして意見の2です。2ページでございます。『個排事業については、厚田区の住民の間では、問題があると意識されているが「下水道経営の現状と課題」の項では個排事業については記載されておらず、当ビジョン案策定時の調査不足の感じがする。合併浄化槽の整備を推進するについて個排事業の課題を明確にして解決方法を策定する必要がある。』というご意見でございます。

これに対しまして検討内容ですが、本ビジョン（案）は、公共下水道事業と特定環境保全公共下水道を対象としているものであり、浄化槽事業については「生活排水処理基本計画」によることとしております。しかし、生活排水（汚水）処理の全体像を把握する上で浄化槽の役割も重要であることから、本ビジョン（案）を市民の方々にご理解頂く上で、必要と思われるところについては記載をしています、と回答しようと考えております。

続きまして、意見の3です。11ページでございます。『安定した経営を目指す、の - 1 に「一般会計からの支援や公共下水道との統合など解決策を検討」とあるが、個別排水処理施設整備事業も含め、石狩市で行う同様な行政サービス制度を一本化して公平な住民サービスの事業推進をすべきである。』と意見があります。これに対しまして、前述のとおり、本ビジョン（案）は、公共下水道と特定環境保全公共下水道事業を対象としておりますが、生活排水（汚水）処理に係わる各会計の経営の安定化を図る場合には、個別排水処理整備事業も含め検討することになると思いますので、貴重なご意見として参考にさせていただきます、と回答しようと考えております。

プリントの中央に「検討結果」とありますが、これは全部「その他」になっております。ここは、意見が採用の場合には「採用」、採用しない場合は「不採用」と記されます。今回は、意見にお答えするという形ですので、「その他」ということで返答しようと考えております。

船水会長 : ありがとうございます。報告ということですが、またこういったご意見があったと言うことで、この委員会の中で審議の参考にするなどがあります。ご質問ご意見はございますか？

粟生課長 : 検討内容というのは、意見を頂いた方への回答がこのようになるということですね。はい。意見と回答をホームページに載せることとなります。これは、3月頃に公表する予定になっています。答申を頂けるのであれば、答申と同じ時期に予定しております。

船水会長 : 検討結果は、この委員会の判断はありますか？それとも市の判断になりますか？

粟生課長 : 基本的には市の判断になりますが、ご意見を頂く分には構わないと思います。

船水会長 : 何かご質問ご意見はございますか？この件はよろしいでしょうか？

それでは、議題に入らせて頂こうと思います。継続審議で行われております石狩市の下水道中期ビジョン（案）についての審議を行いたいと思います。一応、前回まで全体をご議論して頂き一通りのことは終えたと理解しておりますが、今までの議論を踏まえ事務局から、修正、追加を考えたいとのことで、資料が用意されておりますので、先ずはそのことについて説明を頂き、修正、追加について審議するというところでよろしいでしょうか。

粟生課長 : それでは、佐藤から説明致します。

佐藤主査 : それでは、説明させていただきます佐藤でございます。

まず、下水道中期ビジョンの資料の位置付けでございますが、これまでのご審議は概要版を中心に進めさせていただいておりますので、そのような経緯を踏まえ、この概要版を正式な本市の下水道中期ビジョンと位置付けようと考えております。

さて、お手元にお渡ししている新旧対照表でございますが、前回までにご審議頂いております資料をベースに作成しております。最初に表の見方について説明させていただきます。表には3つの項目があり、左から「旧」「新」「ページ」としております。ここで「旧」は、訂正前の内容を示しております。訂正前の内容と部分につきましては、パブリックコメントを実施した段階の下水道ビジョン(案)が旧になります。「新」は、訂正後の内容を示しております。「ページ」は、訂正後のページを示しております。また、新旧対照表のうしろには、具体的訂正箇所をお示ししております。では、表の上から順に説明していきます。

まず表紙についての訂正でございます。表紙の訂正は3箇所ございます。1箇所目は、表紙の「概要版」を削除したいと考えております。2箇所目は、標題の「石狩市下水道中期ビジョン2010」から「2010」を削除致します。3箇所目は、標題下に「石狩市下水道中期ビジョン キャッチフレーズ」とございますが、この「キャッチフレーズ」を「基本理念」に訂正いたします。

それぞれの訂正の理由ですが、1箇所目、「概要版」の削除につきましては、先程もお話したとおり、この概要版を正式な下水道中期ビジョンと取り扱うためです。2箇所目、「2010」につきましては、ビジョンの期間は標題の下にカッコ書きでお示ししていることもあり、重複しますので削除したいと考えております。3箇所目、ここでお示すべきは「暮らしと環境を守る下水道を次代へ」という基本理念でございます。スローガンでは趣旨が異なりますので訂正いたします。

船水会長 : まず「概要版」を消すということですが、これは基本的な所ですので、ご意見をお聞きしたいのです。今まで審議してきた資料は当初の「概要版」であり、詳細に書いてあるものは詳細版という位置づけで、両方が正式なものという扱いにしようとしておりました。それを、皆様にご審議頂いている「概要版」を正式なビジョンと改め、もう1つの詳細版を資料編という位置付けにしたいとのことなのです。

ご審議頂いたものは、正式なビジョンであるとのことですが、何かご意見はございますか？よろしいでしょうか？それでは、「概要版」を取るということになり、この審議が終わった後、資料編のご説明を頂くということにさせていただきます。後は、「2010」というのを、削除したいということ、「キャッチフレーズ」という言葉よりは、「基本理念」という言葉にしたいという2つですが、この件について何かご意見はございますか？正式な文書みたいなものですので、内容的にもキャッチフレーズというよりは、言葉としても「基本理念」の方が合っていると私個人的には思いますが、いかがでしょうか？

小笠原副会長 : 「基本理念」というのは、下のかぎカッコにかかっているのですか？

粟生課長 : そうですね。

小笠原副会長 : 全体が、キャッチフレーズということではないのですね。

粟生課長 : はい。そうです。

船水会長 : 「2010」に関しては、形式的なところで、2010～2019年についての中期ビジョンです、という趣旨で下にカッコ書きで書いてあります。では、ご了解頂いたということによろしいでしょうか？

佐藤主査 : 次に5ページの訂正でございます。訂正箇所は2箇所ございます。共に、前回の運営委員会でご審議頂いている際にご指摘をうけておりました文言の訂正でございますが、訂正もれとなっておりましたので、今回訂正しようというものです。

1箇所目は、上から4行目の「平成20年度末の汚水処理人口普及率」とありますが、「汚水処理人口普及率」という言葉から、「人口」を削除し、「汚水処理普及率」に訂正致します。2箇所目はさらに4行下の「下水道計画区域以外には、」とありますが、「下水道計画区域」の「計画」を「認可」に訂正し、「下水道認可区域以外には、」と訂正したいと考えております。

船水会長 : この件は、報告書の中を統一しようということ。法律で決まっている言葉ということによろしいですか。この件は、よろしいでしょうか？

佐藤主査 : 次に7ページの訂正でございます。訂正箇所は、6)水環境の現況と課題の環境基準に関わる表現の部分でございます。まず、変更の理由からご説明致しますと、ページ下から黒ポツ4つ目「・本市の汚水処理水は、各処理場毎に近傍の河川に放流されていますが、茨戸川以外の河川では環境基準は守られています。」と記載しました。この表現は、茨戸川以外にも環境基準が設定されているように読み取れてしまいます。実際それは誤りです。処理場から処理水を放流する河川のうち、環境基準が設定されている河川は茨戸川と新川の2つでした。そこで、正確な表現をするため、このページ下から黒ポツの4つ目は「・本市の汚水処理水は、各処理場毎に近傍の河川に放流されています。」と訂正致します。そして、環境基準の記述につきましては、黒ポツの上の表に注釈を入れることと致します。注釈には、「茨戸川と新川以外の河川には、環境基準による類型指定はありません。」と致します。ここで、「類型指定」という言葉ですが、川の環境を守るために、その基準値と達成期間を定めたものをいいます。このような形で記載したいと思えます。よろしくお願い致します。

船水会長 : 今回の件でご質問ございませんか？よろしいですか？理由はわかりませんが、八幡処理区、厚田処理区、望来処理区の処理場から放流している先の川には、まだ、類型指定がされていないということです。これは、道がするのですね。

これは、石狩市の判断ではないので、このようなことで類型指定はないので、どの水質のレベルにするというのが、明確に決められていないという現状です。ですから、環境基準が守られているということは言いにくいというのが、訂正の趣旨と理解しております。これは、大きな内容の変更というよりは、間違いがないように訂正をするということです。よろしいでしょうか？では、これも認めたということに致しまして、次お願い致します。

佐藤主査 : 次に10ページの訂正でございます。今の環境基準に関連する訂正です。訂正箇所はページ中ほど、「I-2.水環境の向上、公共用水域の水質保全(高度処理)」の段落の最後についてです。現在は、「他の処理場からの放流先河川の水質は、環境基準が守られており、特に水環境上の問題はありますが、今後も水質保全に努めます。」と記載しています。ここで、「他の処理場」とは「茨戸水再生プラザ以外の処理場」を指しておりますので、ここの文章も内容としては、「茨戸川以外の河川の水質は、環境

基準が守られており、」という表現になってしまいます。先ほどの訂正と関連致しまして、文中から、「環境基準が守られており、特に」という部分を削除し、「他の処理場からの放流先河川の水質は、水環境上の問題はありませんが、今後も水質保全に努めます。」と訂正したいと考えております。以上でございます。

船水会長 : この件でご質問はありませんか？基本的には7ページの表にあります新川、聚富川、厚田川、無名川の4つの川については、水環境上の問題はないが、書き方を訂正するということとなります。基本的には、この4つの川は水環境上の問題はないという認識でこのビジョンを書くということとなります。前回は認めてもらえておりますが、確認の意味です。よろしいでしょうか？この件も、お認めを頂いたということによろしいでしょうか？

中期ビジョンにつきまして、前回まで一通り検討をし、今回追加、修正の議論を頂きました。中期ビジョンに関しては、資料編というものが作られますので、このことについてご説明を頂きます。資料編の原案は初期の段階で、詳細編と致しまして皆様のお手元にお配りしております。これについて、内容をご説明頂きます。

もう一つは、このビジョンの審議を始める時に、パンフレットを用意したらどうかということもありましたので、このパンフレットの扱いについて、ご説明をお願い致します。先ず、資料編についてお願い致します。

佐藤主査 : 最初の諮問の際に、配布させていただきましたビジョン(案)として、概要版と詳細版をお配りしております。ご審議頂いた結果、その概要版を正式な下水道中期ビジョンとさせて頂きましたので、これまでの詳細な内容を記載した、全編は「石狩市下水道中期ビジョン(資料編)」とさせて頂きたいと考えております。資料編につきましては、下水道中期ビジョン本編の理解を深めるために、また、ビジョンの見直しの際に必要な業務資料としての位置付けとなります。本編の訂正もあわせまして、私どもが責任を持ってやっていきたいと考えております。

船水会長 : ありがとうございます。一応そのような趣旨で本編について議論した内容を踏まえて適切に修正を頂くということによろしいでしょうか？二つ目の扱い方ということで、今のご説明では、私どもが1行1行見たものが本編ですので、これを色々な所に必要があれば、配布するということとなります。資料については、業務の参考にするという趣旨でご説明頂きましたが、他に請求、詳しいものがあるかと言われた時には、それも提出するという扱いによろしいのでしょうか？

粟生課長 : はい。

船水会長 : もう一つは、このようなビジョンは、北海道若しくは国交省に提出をするのですか？

粟生課長 : 北海道です。

船水会長 : 北海道に石狩市とすれば、このような中期ビジョンを作りましたという報告をする予定でおられる。義務があるかどうかはわかりませんが、その時は本編を提出されるということによろしいでしょうか？もし、詳しいものがあるなら提出して欲しいと言われた時には、資料編も出すというような扱いをするということによろしいでしょうか？

粟生課長 : はい。

船水会長 : ですから、市民の方々の要望があれば、両方お渡しすることもあるし、本編のみをお渡しする場合もあるということによろしいでしょうか。この扱いについてご意見や

ご質問がありましたら、お願い致します。

ビジョンについては2つを用意していることとなります。この委員会として責任を持って出すのは、本編になります。今、私が口頭で申し上げたことでよろしいでしょうか。これは、記録に残りますのでどのような形でこの2つの資料を扱っていくということです。もう1つ、パンフレットについてご説明お願い致します。

佐藤主査 : では、パンフレットについてです。前回の運営委員会で、パンフレットのイメージを伝えるため、A3版裏表に概要版の趣旨を盛り込んだものを配布させて頂きました。このパンフレットにつきましては、下水道中期ビジョンを市民の皆様伝える最も身近な資料として説明会などで配付し、下水道の内容を理解して頂きたいと考えております。また、内容につきましても、これまでの審議結果を踏まえ訂正し、配布したいと考えております。

船水会長 : それでは、ここで審議した内容を元に市の下水道課で用意をします。広く使いたいとお申し出ですが、意見はございますか？1つは内容等について意見を申し上げる機会と持つ必要があるか、ないか。もう1つは、パンフレットの使い方についての2つになります。使い方については、広く市民の方々に配布頂く、説明会等で利用してもらうということによろしいかと思いますが、内容等について皆様からのご意見を頂く機会を用意した方がよろしいかどうかということです。それともお任せをするということですが。

小笠原副会長 : 任せてもいいと思います。

船水会長 : よろしいでしょうか。それでは、お任せをする。ただ、皆様に広く使う前に「こういうものをやります。」ということでこの委員の皆様配って頂くことはお願い出来ますか？

粟生課長 : はい。

船水会長 : その上でもし意見があれば、このような会を持たずに個別に意見を提出頂き、それについて、いろいろなご判断を頂き、修正やそのままにする等はお任せするというところで、ある種クッションをおくということによろしいでしょうか？

粟生課長 : 私どもで、出来るだけ早く修正をして皆様にお配りします。気が付いたところがあれば、ご意見を頂き事務局で直して行きたいと考えております。気が付いたところがあれば、電話でもメールでも私どもにお伝え下さい。

船水会長 : では、パンフレットの作成は、一任しますので、お願い致します。一応本日は、本編、資料編と扱いを変えたことと、付随的ではございますが、市民の方々に広く知っていただくためのパンフレットについてご意見を頂きました。それでは、今日は皆様に、ご審議を頂き決めて頂きたいことは、この中期ビジョンについて本日で3回目ですが、この内容につきましても、何かご意見があればお伺いしたい。もしなければ、これで、この審議を終了したいと考えております。なにかご意見等がございましたら、お願い致します。

だいたい、良いものになったという判断でよろしいでしょうか。それでは、今日、追加修正をした案として、石狩市下水道中期ビジョンをこの委員会の案としてよろしいでしょうか。

【一同異議なしの声】

船水会長 : それでは、この委員会の案ができたということになります。次の手順は、市長から

諮問を受け、審議をして参りました。そして、ビジョンの案が出来たので、答申をするということになります。この委員会の席でも何度か、諮問を受け、答申を出して参りましたが、このためだけにお集まり頂くのはどうかと、私個人的には思っております。必要があれば、お集まり頂き答申書をお渡しするということが通常の形ではありません。これは、いつまでと概ね決まっているのですか？

粟生課長 : 皆様の任期が3月18日までとなっておりますので、それ以内ということになります。

船水会長 : それで、提案ですが、答申の日時、方法です。極端に言えば、私が市長室に伺いお渡しするなどということです。逆があってもよいのですが。その日時と方法については、答申のための表紙の文章は定型の文章ですので、内容についてはお任せすると致しまして、日時、方法について、私と事務局で相談させていただくということにさせていただきますとよろしいでしょうか？

押野見委員 : 会長、副会長で答申してもらおうということでもいいと思います。

船水会長 : ありがとうございます。相談をさせて頂き「このように答申をさせていただきます。」ということは、皆様にご連絡するということにさせていただきます。必要があれば、皆様にご連絡いただくかもしれません。では、日時と方法につきましては、私に一任を頂き、事務局と相談の上、答申させていただきます。それでは、今日の議題はこれで終わります。事務局から報告があるということをお願い致します。

田口室長 : 私から報告させていただきます。下水道事業運営委員の任期についてであります。委員の皆様は平成20年3月19日～本年3月18日までとなっております。まだ、下水道中期ビジョンの答申が残されていますが、実質的な審議は本日が最後になるものと思います。皆様には、10年に一度の下水道事業の再評価、樽川地区の受益者負担金、公共下水道料金の改定、下水道中期ビジョンなど、非常に盛り沢山の諮問に対しまして、熱心にご審議を頂いたことを深く感謝申し上げます。ありがとうございました。制度上、任期は2年ということですので、4月1日以降は「個別排水処理施設整備事業運営委員会」を吸収する形で、新たに定員12名のメンバーで出発することになります。近々、関係する連合町内会や団体に対しまして、委員の推薦をお願いする予定としております。また、公募委員につきましては、すでに石狩広報2月号で募集を開始しております。なお「委員は再任されることが出来る」とされておりますことを付け加えさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

船水会長 : 私からもお礼を申し上げます。これだけたくさんの仕事は、あまりないですね。

粟生課長 : そうですね。今まで例がないぐらい諮問がありました。ありがとうございました。

船水会長 : これで散会させていただきます。ありがとうございました。

【14時15分 閉会】

平成22年 2月22日会議録確定

石狩市下水道事業運営委員会

会 長 船 水 尚 行
